

第 3 3 号議案

災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和 4 1 年 7 月台東区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 3 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 2 条 災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 2 項」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。